

令和5年度警察庁調達改善計画

1 警察庁における調達改善の方針

警察庁においては、限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるために、透明性、公平性及び経済性を確保しつつ、継続的に調達改善に取り組むこととする。

具体的な取組内容については、別紙1及び別紙2のとおりである。

2 調達の現状分析

(1) 競争性に関する分析（表1及び表2）

ア 表1（令和3年度警察庁における契約の状況）

令和3年度の契約件数は3,113件、契約金額は約1,020億円である。このうち、競争性のある契約は2,465件（79.2%）、競争性のない随意契約は648件（20.8%）となっている。

競争性のない随意契約の全契約に占める件数の割合は、前年度（19.5%）よりやや増加している。引き続き、随意契約によらざるを得ない案件について、価格面も含め、その妥当性を精査するなどして、競争性のある契約への移行等の改善に向けた取組を推進する必要がある。

イ 表2（令和3年度警察庁における調達の状況）

令和3年度の競争契約における応札状況については、一者応札の件数は608件（30.1%）、契約金額は約240億円（36.9%）となっている。

競争契約における一者応札の占める割合は、件数ベースでは前年度（26.6%）よりやや増加しているが、金額ベースでは前年度（61.0%）より大きく減少している。

(2) 事業別に関する分析（表3及び表4）

ア 表3（令和3年度警察庁における調達経費の内訳）

令和3年度における本庁と地方支分部局等の割合は、本庁が件数ベースで全体の18.1%、金額ベースで72.2%となっており、地方支分部局等が件数ベースで81.9%、金額ベースで27.8%となっている。

イ 表4（令和3年度警察庁における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳）

令和3年度における競争契約における一者応札の状況を調達経費別に見ると、本庁が件数ベースで全体の23.2%、金額ベースで67.2%となっており、

地方支分部局等が件数ベースで76.8%、金額ベースで32.8%となっている。

本庁においては、警察装備品が件数ベースで41件（29.1%）、金額ベースで約110億円（68.3%）となっており、競争契約における一者応札の割合が高い事業であることから、引き続き改善に向けた取組を推進する。

本庁・地方支分部局等共通の取組として、新規業者の応札機会拡大施策を推進し、積極的な広報を行うとともに、契約時期の計画的な見直し、入札公告の掲載期間及び契約履行期間の延伸並びに新規参入が容易となるよう、必要に応じて仕様を見直すなど、より多くの業者が入札参加できるよう改善を図る。また、調達事務のデジタル化を推進し、事務の効率化と事業者の負担軽減を図る。

(7) 警察装備品

警察装備品については、一者応札となった案件について、検証を実施した上で、公募による参入可能業者の開拓のほか、競争性を確保することが困難な事情がある場合などには、必要に応じ随意契約に変更し、価格交渉により経済性を確保する。

(1) 事前審査・事後審査

同種案件で複数回にわたり一者応札が継続している案件について、要求原課と契約部門の間で事前審査を実施する。

また、一者応札となった案件について、入札辞退者等から可能な限りアンケートや聞き取り等の事後審査を実施する。

表 1 令和 3 年度警察庁(本庁・地方(附属機関・地方機関・都道府県警察(国費のみ対象))
における調達契約種別

(単位：件、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約	2,020	64.9%	652	63.9%
	企画競争による 随意契約	28	0.9%	6	0.6%
	公募による 随意契約	320	10.3%	59	5.8%
	不落・不調による 随意契約	97	3.1%	123	12.1%
	小計	2,465	79.2%	840	82.4%
競争性のない随意契約		648	20.8%	180	17.6%
合計		3,113	100.0%	1,020	100.0%

表 2 令和 3 年度警察庁における調達の状況

(単位：件、億円)

	1 者		2 者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約	608	240	1,412	411	2,020	652
割合	30.1%	36.9%	69.9%	63.1%	100.0%	100.0%
企画競争による 随意契約	1	1	27	5	28	6
割合	3.6%	13.9%	96.4%	86.1%	100.0%	100.0%
公募による 随意契約※	320	59	—	—	320	59
割合	100.0%	100.0%	—	—	100.0%	100.0%

※ 「公募による随意契約」欄には、複数者との契約を前提としているものを計上していないため、表 1 とは一致しない場合がある。

表 3 令和 3 年度警察庁における調達経費の内訳

(単位：件、億円)

事業別		本 庁				地方支分部局				警察庁全体			
		件 数		金 額		件 数		金 額		件 数		金 額	
			割合		割合		割合		割合		割合		割合
公共工事等	公共工事	9	1.6%	10	1.4%	319	0	59	21.0%	328	10.5%	70	6.8%
	公共工事に係る調査及び設計業務等	0	0.0%	0	0.0%	30	0	1	0.4%	30	1.0%	1	0.1%
	その他	6	1.1%	2	0.2%	232	0	9	3.2%	238	7.6%	11	1.0%
	小 計	15	—	12	—	581	—	70	—	596	—	81	—
物 品 役 務 等	情報システム購入	28	5.0%	118	16.0%	5	0	8	2.7%	33	1.1%	125	12.3%
	情報システム賃貸借	12	2.1%	142	19.3%	32	0	13	4.7%	44	1.4%	155	15.2%
	情報システム保守	12	2.1%	13	1.8%	16	0	4	1.4%	28	0.9%	17	1.7%
	電力	4	0.7%	1	0.2%	157	0	15	5.4%	161	5.2%	17	1.6%
	ガス	0	0.0%	0	0.0%	53	0	6	2.1%	53	1.7%	6	0.6%
	調査研究	18	3.2%	5	0.6%	3	0	0	0.0%	21	0.7%	5	0.5%
	回線サービス	20	3.5%	1	0.2%	185	0	40	14.0%	205	6.6%	41	4.0%
	電力・ガス以外光熱水費	2	0.4%	0	0.0%	92	0	7	2.5%	94	3.0%	7	0.7%
	賃貸借 (情報システム以外)	7	1.2%	7	0.9%	233	0	42	14.9%	240	7.7%	49	4.8%
	保守 (情報システム以外)	11	1.9%	3	0.4%	47	0	2	0.7%	58	1.9%	5	0.5%
	警察装備品	155	27.4%	230	31.2%	104	0	8	2.8%	259	8.3%	238	23.3%
	無線通信機器	26	4.6%	123	16.7%	135	0	12	4.1%	161	5.2%	134	13.2%
	業務委託	45	8.0%	9	1.2%	201	0	15	5.4%	246	7.9%	25	2.4%
	司法解剖委託	0	0.0%	0	0.0%	108	0	17	5.8%	108	3.5%	17	1.6%
	その他	210	37.2%	73	9.9%	595	0	25	8.9%	805	25.9%	98	9.6%
	船舶	0	0.0%	0	0.0%	1	0	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
小 計	550	—	725	—	1,967	—	214	—	2,517	—	939	—	
合 計	565	100.0%	736	100.0%	2,548	1	284	100.0%	3,113	100.0%	1,020	100.0%	

警察庁全体に占める割合 18.1% 72.2% 81.9% 27.8%

表 4 令和 3 年度警察庁における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

(単位：件、億円)

事業別		本 庁				地方支分部局				警察庁全体			
		件 数		金 額		件 数		金 額		件 数		金 額	
			割合		割合		割合		割合		割合		割合
公共 工事 等	公共工事	5	3.5%	1	0.5%	44	9.4%	10	12.1%	49	8.1%	10	4.3%
	公共工事に係る調査 及び設計業務等	0	0.0%	0	0.0%	3	0.6%	0	0.1%	3	0.5%	0	0.0%
	その他	2	1.4%	0	0.0%	35	7.5%	2	2.0%	37	6.1%	2	0.7%
	小 計	7	—	1	—	82	—	11	—	89	—	12	—
物 品 役 務 等	情報システム購入	11	7.8%	7	4.4%	0	0.0%	0	0.0%	11	1.8%	7	3.0%
	情報システム賃貸借	5	3.5%	15	9.6%	6	1.3%	9	11.6%	11	1.8%	25	10.2%
	情報システム保守	2	1.4%	3	1.7%	1	0.2%	0	0.1%	3	0.5%	3	1.1%
	電力	1	0.7%	0	0.0%	20	4.3%	1	1.8%	21	3.5%	1	0.6%
	ガス	0	0.0%	0	0.0%	3	0.6%	1	1.6%	3	0.5%	1	0.5%
	調査研究	3	2.1%	0	0.3%	2	0.4%	0	0.0%	5	0.8%	0	0.2%
	回線サービス	7	5.0%	0	0.3%	85	18.2%	18	23.1%	92	15.2%	19	7.8%
	電力・ガス以外光熱水費	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%
	賃貸借 (情報システム以外)	0	0.0%	0	0.0%	49	10.5%	21	26.3%	49	8.1%	21	8.6%
	保守 (情報システム以外)	0	0.0%	0	0.0%	14	3.0%	0	0.5%	14	2.3%	0	0.2%
	警察装備品	41	29.1%	110	68.3%	18	3.9%	1	1.8%	59	9.7%	112	46.4%
	無線通信機器	7	5.0%	7	4.5%	13	2.8%	3	3.7%	20	3.3%	10	4.2%
	業務委託	7	5.0%	1	0.4%	55	11.8%	4	5.0%	62	10.2%	5	1.9%
	司法解剖委託	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	その他	50	35.5%	16	10.1%	116	24.9%	8	10.2%	166	27.3%	24	10.1%
	船舶	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%	0	0.1%	1	0.2%	0	0.0%
小 計	134	—	161	—	384	—	68	—	518	—	228	—	
合 計	141	100.0%	161	100.0%	466	100.0%	79	100.0%	607	100.0%	240	100.0%	

警察庁全体に占める割合 23.2% 67.2% 76.8% 32.8%

※ 表1～4は、令和3年度の契約に関する統計等に基づき作成した（少額随意契約は含まない。）。

※ 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

3 自己評価の実施方法

調達改善計画の実施状況については、原則として年2回（上半期・下半期）把握し、上半期及び年度終了後、計画の達成状況、調達の具体的な改善状況について評価を行い、警察庁ホームページに公表する。

4 調達改善の推進体制等

(1) 推進体制の構成

警察庁における調達改善計画は、警察庁会計業務改善委員会により推進する。

(2) 外部有識者の活用

調達改善計画の策定、自己評価の実施等の際には、警察庁会計業務検討会議の委員に意見を求める。

特に、締結した個別の契約について、その契約方式等に関し同委員の意見を求める。

(3) 内部監査等の活用

毎年度実施している内部監査等における監査項目に「契約」に関する項目を設定し、適切な調達に関する検証や評価を実施する。

重点的な取組、共通的な取組

令和5年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
本庁の取組								
○		一者応札及び随意契約の改善	(一者応札の改善) ・一般競争入札においてより高い競争性を確保するため、新規事業者への声かけ、十分な入札公告期間・契約履行期間の確保、仕様の見直し、入札説明会の実施、入札不参加者等へのアンケート調査とその要望の反映等の取組を実施し、より多くの業者が参加できるよう改善を図る。	競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H27	前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。	令和5年度中
			(公募の活用) ・一般競争契約において一者応札となった案件などについて、実質的な競争性を確保するための取組を実施の上、改善されない案件について随意契約に移行する場合は、公募を行うことにより競争性及び透明性を担保するとともに、価格交渉により経済性を確保する。	競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H29	対象案件について全て実施する。	令和5年度中
			(一者応札及び随意契約の改善) ・警察装備品について、過去に同内容の契約において一者応札となった案件や当該物品を提供できる者が一者である想定される場合について、実質的な競争性を確保するための取組を実施の上、改善されない案件について随意契約に移行する場合は、公募を行うことにより競争性及び透明性を担保するとともに、価格交渉により経済性を確保する。	一者応札の割合が多い事業について、重点的な見直しをする必要があるため。	A	H29	対象案件について全て実施する。	令和5年度中
			(少額随意契約の改善) ・少額随意契約案件においてオープンカウンター方式を積極的に採用することにより、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。	少額随意契約においてオープンカウンター方式を積極的に活用することで、公平性・透明性及び競争性の確保に努めるため。	A	H27	少額随契約案件については、原則としてオープンカウンター方式を採用する。	令和5年度中
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	(一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化) ・要求原課と契約部門の間で緊密に連携をとり、事前・事後審査を実施する。 また、一者応札となった個別の案件及びその要因について一覧を作成し、公表する。		A	H29	高落札率で一者応札が複数回継続している案件、一者応札が予想される案件を対象に実施するとともに、一者応札一覧表を作成し、公表する。	令和5年度中
			(外部有識者の活用) ・調達改善計画の策定、自己評価実施の際に警察庁会計業務検討会議の委員に意見を求める。 また、会計業務検討会議において個別の契約案件について、その契約方式等に関し意見を求める。		A	R5	年2回実施する会計業務検討会議において、個別の契約案件に関し、その契約方式等について、外部有識者による審議を行う。	令和5年度中
			(情報共有) ・調達改善計画の自己評価結果や外部有識者からの意見等について情報共有を図る。		A	R5	成果を得られた取組や外部有識者の意見等について情報共有を図り、調達改善の取組の定着化を図る。	令和5年度中
○		調達事務のデジタル化の推進	(調達事務のデジタル化) ・競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者負担軽減に資するため、電子調達システムによる電子入札、電子契約について、更なる利用の促進を図る。 また、地方支分部局への電子調達システムの導入について検討を行い、運用拡大を図る。 ・見積書や請書等の書類について、電子メールによる提出が可能である旨周知し、事務の効率化と事業者の負担軽減を図る。 ・案件の内容・性質等諸般の事情を加味し、必要に応じて入札説明会等をオンラインで開催する。		A	R4	電子入札件数及び電子契約件数については、前年度実施件数を上回る件数を目標とする。	令和5年度中

重点的な取組、共通的な取組

令和5年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	
							目標達成 予定時期	
地方の取組								
○		一者応札及び随意契約の改善	(一者応札の改善) ・一般競争入札においてより高い競争性を確保するため、新規事業者への声かけ、十分な入札公告期間・契約履行期間の確保、仕様の見直し、入札説明会の実施、入札不参加者等へのアンケート調査とその要望の反映等の取組を実施し、より多くの業者が参加できるよう改善を図る。	競争性のある契約方式が形の上だけにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保するため、一者応札となっている原因を分析するなどし、改善に努める必要があるため。	A	H27	前年度において一者応札であった案件について、必要な改善を実施する。	令和5年度中
			(少額随意契約の改善) ・少額随意契約案件においてオープンカウンター方式を積極的に採用することにより、公平性・透明性及び競争性の確保に努める。	少額随意契約においてオープンカウンター方式を積極的に活用することで、公平性・透明性及び競争性の確保に努めるため。	A	H27	前年度におけるオープンカウンター方式の実施件数を上回る件数を指す。	令和5年度中
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	(一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化) 【事前審査】 ・同種案件で複数回にわたり一者応札が継続している案件について、要求原課と契約部門の間で事前審査を実施する。 【事後審査】 ・一者応札となった案件について、入札辞退者に対し、可能な限りアンケートや聞き取り等の事後審査を実施する。 ・一者応札となった個別の案件及びその要因について、一覧表を作成し、公表する。		A	H29	対象案件がある全所属による実施を目指す。高落札率で一者応札が複数回継続している案件を対象に実施するとともに、一者応札一覧表を作成し、公表する。	令和5年度中
○		調達事務のデジタル化の推進	(調達事務のデジタル化) ・見積書や請書等の書類について、電子メール等による提出が可能である旨周知し、事務の効率化と事業者の負担軽減を図る。 ・案件の内容・性質等諸般の事情を加味し、必要に応じて入札説明会等をオンラインで開催する。		A	R4	対象案件がある全所属による実施を目指す。	令和5年度中

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p>(共同調達等の有効活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、対象品目及び組織の見直しを検討する。 	継続
<p>(クレジットカードの利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少額随意契約案件におけるインターネット取引による物品調達や光熱水費等の公共料金の支払いについて、クレジットカード決済の利用拡大を図る。 	継続
<p>(政府調達セミナーの開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省主催の共同の調達セミナーに参加するほか、警察庁独自の政府調達セミナーを開催し、新規業者の参入促進を図る。 	継続
<p>(特定調達契約審査委員会の審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第3条第1項本文に掲げる調達契約のうち随意契約予定案件については、随意契約の適正な運用を図るため、「特定調達契約審査委員会」において契約方法、契約条件等の適否を審査する。 	継続
<p>(人材育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁等が実施する会計監査及び会計経理指導等の内部監査において、適切な会計経理や調達改善の取組状況を点検し、適切な指導教養を行う。 ・警察庁内担当者向けの調達情報掲示板の充実を図るなど、担当者の能力向上に資する基盤整備に努める。 ・警察庁等が実施する研修はもとより、他省庁が主催の研修にも会計事務職員を積極的に参加させることにより、適切な会計経理の認識と、高いコスト意識を持つ人材育成を目指す。 ・対面だけでなくオンライン等も活用した指導教養を行う。 	継続